

改善報告書

<2013（平成 25）年度以降申請大学用>

大学名称 大原大学院大学 (評価申請年度 2015)
 経営系専門職大学院名称 会計研究科（会計専攻）

1. 検討課題を踏まえた課題解決計画

<作成上の留意点>

- ① 課題解決計画は、評価結果を受領した翌年度の指定期日までに提出すること。
- ② 課題解決計画は、検討課題 1 点ずつに対して作成するのではなく、関連する複数の検討課題を踏まえて作成すること。
- ③ 本文書の別添資料として、課題解決計画に関する任意の資料を経営系専門職大学院認証評価委員会へ提出することができる。

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|--|
| 1 | 関連する大項目／項目 | 2. 教育内容・方法、成果等 (1) 教育課程等 項目 5 : 教育課程の編成 (2) 教育方法等 項目 8 : 授業の方法等 |
| | 評価当時の状況 | <p>本専攻では、高度会計専門職業人を養成するという教育上の目的を達成するため、高度会計専門職業人にとって必要な 7 つの教育分野と研究指導を設けるとともに、授業科目を 3 つの科目群に分類し、段階的に学修することとしていた。</p> <p>7 つの教育分野は財務会計系、管理会計系、監査系、法律系（企業法、民法）、租税法系、経済・経営系、情報・統計系と研究指導である。また、科目群は 2014 年度において基本科目群 17 科目、発展科目群 21 科目、応用・実践科目群 28 科目と研究指導 4 科目（会計学、租税法ごとにそれぞれ 4 科目ずつ）であった。</p> <p>このうち、理論と実務の架橋を教育する科目群として、応用・実践科目群を位置付け、各系の判断によって教育課程の編成を行ってきた。</p> <p>ただし、理論と実務の架橋教育が教育課程の編成にどのように反映され、その効果をどのように測定するかについての全学的な検討を行ってなかったため、その具体的な方針と効果測定の方法の明確化</p> |

| | | |
|--|--------|---|
| | | <p>が望まれるとの指摘を受けた。また、ビジネス界など外部の意見を聴取する制度を設けるなどの組織的な仕組みを有してなかったため、改善が望まれるとの指摘を受けた。</p> <p>教育上の目的において、企業の国際化への対応を謳っていたが、「IFRS I・II」、「英文会計」、「国際租税法」、「ビジネスプレゼンテーション」といった5科目が主な該当科目となっていたため、より積極的かつ組織的な教育方法の導入が望まれるとの指摘を受けた。</p> |
| | 課題解決計画 | <p>理論と実務の架橋教育及び国際化へ対応しうる教育を有効に機能させるためには、(1)教育効果を測定しそれを反映させる仕組みを確立すること、(2)実務界のニーズを把握することによって、どのようなカリキュラム編成が望ましいのか、どのような実践的な授業方法が望ましいのかを常に考え改善していく必要がある。今後は監査法人への就職実績もある程度蓄積され、また養成する人材像が拡張され、税理士事務所や一般企業への就職実績も増えていくと考えられることから、監査法人や税理士事務所等との意見交換の可否も含めて、これらを検討していく。</p> |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|--|
| 2 | 関連する大項目／項目 | <p>2. 教育内容・方法、成果等</p> <p>(2) 教育方法等</p> <p>項目 9：授業計画、シラバス</p> <p>項目 10：成績評価</p> |
| | 評価当時の状況 | <p>授業のシラバスは科目ごとに、授業テーマ・目的、達成目標、授業の形態、評価方法、履修者への要望（履修条件等）を明確にした上で、全15回の各回の授業内容、テキスト、参考図書を明示していた。ただし、一部の科目について全15回の各回の授業内容が抽象的で分かりにくかったため、改善が望まれるとの指摘を受けた。</p> <p>シラバスの評価方法において、出席自体を成績評価の加点対象としている授業科目があったため、不適切であるとの指摘を受け、また、その評価割合が</p> |

| | | |
|--|--------|---|
| | | おおむね 10%～50%まで幅があり、成績評価方法の記載内容に精粗がみられるとの指摘を受けた。 |
| | 課題解決計画 | <p>シラバスに関する指摘を受け、教授会において次の確認と決定を行った。</p> <p>(1) これまでにも各回の授業内容は 200 字程度での記述を要請してきたが、この徹底を再度確認した。こうした要請にもかかわらず問題がある場合は、教務委員長ないし研究科長から是正を求めることとする。</p> <p>ただし、論文指導については、学生の進捗度合によって各回の授業内容も異なることから、あえて詳細な記述を避けることとする。</p> <p>(2) 出席自体を成績評価の加点対象とすることは取り止める。授業への取組みの姿勢は平常点（授業内での発表や発言）として評価することとし、シラバスの記述を改めることにする。</p> |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|--|
| 3 | 関連する大項目／項目 | <p>2. 教育の内容・方法・成果等</p> <p>(2) 教育方法等</p> <p>項目 11：改善のための組織的な研修等</p> <p>(3) 成果等</p> <p>項目 12：修了生の進路の把握・公表、教育効果の評価の活用</p> |
| | 評価当時の状況 | <p>本専攻においては、FD委員会が中心となって、授業参観、研修会、授業アンケートなどの活動を定期的に企画することで授業内容・方法の改善と教員の質的向上を図るための組織的研修・研究を実施してきた。具体的には、授業参観については 2007 年度以降、毎年 1 回実施しており、単に授業参観を行うだけではなく、終了後に教員間のミーティングを設け、個々の教員の授業内容・方法の改善にとどまらず、問題意識の共有化など教員全員の資質向上に役立てていた。また、ミーティングの内容は報告書にまとめ、授業参観に参観できなかった教員にも情報提供してきた。また、外部講師等を招いて行った FD 研修会（講演会）により、主に、本専攻の教育目的の 1 つである国際性を踏まえた授業への要請</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>に因應するための知識の養成を図ってきた。しかし、本専攻のFD活動はこうした活動にとどまっていたため、「研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の指導能力の向上については、現在のような受け身的な取組みではなく、研修会への参加等を通じたより積極的な取り組みが望まれる」との指摘を受けた。</p> <p>修了生の進路の把握・公表、教育効果の評価の活用についてであるが、本専攻では、修了生に対して、修了時に進路状況を報告してもらうことでその把握に努め、大学ホームページに掲載して広く公表していた。ただし、継続して勤務している修了生の活動状況については、過去に一度集まってもらい、修了生のヒアリングを実施したことがあるが、その後、組織的に把握していないため、改善が望まれるとの指摘を受けた。教育効果の評価についても、2013年度から開始した修了生に対するヒアリング、授業アンケートの際に学生の自己評価による学習達成度の評価項目を設け、もって教育成果を測ることとしていたが、「固有の目的に即した教育効果の評価方法として適切とはいいがたく、ヒアリングをどのように反映させているか明確ではないことから、より適切な評価方法の工夫が望まれる。」との指摘を受けた。</p> |
| 課題解決計画 | <p>研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の指導能力の向上については、適切な外部研修会への参加等の可否も含めて、FD委員会で検討していく。</p> <p>修了生に対するヒアリングを通じて教育効果を測ることとしたのは、もともと監査法人への就職実績が乏しかったための代替的な方策としてであった。養成する人材像が拡張されたこともあり、今後は監査法人とともに税理士事務所や一般企業への就職実績もある程度増えると考えられることから、これら修了生の後追いをしっかりと行うことができる仕組みを確立した後、監査法人や税理士事務所等との意見交換の可否も含めて、どのように教育効果を測定し教育課程等に反映させることができる</p> |

| | | |
|--|--|---------------------------------|
| | | かを、教務委員会や学生委員会など関係各委員会のもとで検討する。 |
|--|--|---------------------------------|

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|--|
| 4 | 関連する大項目／項目 | 3. 教員・教員組織 項目 13：専任教員数、構成等 |
| | 評価当時の状況 | <p>本専攻の専任教員数は2014年5月時点で12名であり、法令で定める必要専任教員数12名以上を満たし、半数以上の教授が求められるところ9名の教授、専任教員の3割以上の実務家教員を必要とするところ5名が在籍しており、いずれも法令上の基準を遵守していた。</p> <p>ただし、専任教員の年齢構成については、70歳の教員が全体の半数近い割合となっており、また、国際経験という点では、外国企業における勤務、海外の大学への留学やフェロー等の経験を持つ教員がいるものの全体的には少ないため、「今後は年齢構成の若年化や国際経験等に一層の配慮をすることが望まれる。」との指摘を受けた。</p> |
| | 課題解決計画 | <p>本専攻では、2016年4月より助教2名（財務会計系1名36歳、管理会計系1名37歳）を採用するなど、教員の新規採用にあたっては出来る限り年齢構成の若年化に配慮している。ただし、税法の論文指導については、豊富な指導経験を有する教員も必要となることから、年齢構成の若年化という課題については、教育の質を保証した上で、徐々に実行する予定である。</p> <p>一方、国際経験等の豊かな教員の採用であるが、専任教員の公募を行う際に考慮しているものの、応募してくる者が必ずしもこうした経験を有する者とは限らないため、進展していないのが現状である。今後、国際経験等の豊かな教員の採用をどのように行うか、人事委員会において検討するとともに、専任教員の在外研修制度の導入を教務委員会において検討するものとする。</p> |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|------------|
| 5 | 関連する大項目／項目 | 3. 教員・教員組織 |

| | | |
|--|---------|---|
| | | 項目 14：教員の募集・任免・昇格 |
| | 評価当時の状況 | 教員の募集・任免・昇格については、教員の採用及び昇任に関する規程や教員の昇任に関する申し合わせ事項において、必要な学位や研究業績等を具体的に定めているが、教育上の指導能力については、「専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」とし、教育歴が短い者については新規採用面接時にプレゼンテーションを行わせて確認することとしていたため、「教育上の指導能力については具体的な基準や手続が定められていないことから、その策定が望まれる。」との指摘を受けた。 |
| | 課題解決計画 | 2016年7月には、教員の昇任に関する申し合わせ事項を改正し、教育上の指導能力についての具体的な基準として、教授、准教授、講師、助教に昇任するにあたってそれぞれ必要となる研究教育の経験年数を定めている。 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|---|
| 6 | 関連する大項目／項目 | 3. 教員・教員組織 項目 15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価 |
| | 評価当時の状況 | <p>本専攻の専任教員 1 名あたりの担当授業コマ数は、評価当時、年間平均週 2.4 科目（週 3.6 時間）であり、教育の準備及び研究に配慮した水準であると認識していたが、一部の教員の担当コマ数が多かったことから、「担当コマ数の上限についても目安を設定するなど、教育の準備及び研究に配慮したものとなるよう検討が望まれる。特に 2015（平成 27）年度より昼夜開講制に移行していることから、教員の授業負担については、一層の配慮が求められる。」との指摘を受けた。</p> <p>また、専任教員の研究活動、社会への貢献及び組織内の運営等への貢献については、教員の昇任に関する申し合わせ事項において、「当大学での運営に関する貢献がきわめて大であると認められること」とのみ定められており、「これらを適切に評価する仕組みが整備されていないため、改善が望まれる。」</p> |

| | | |
|--|--------|---|
| | | との指摘を受けた。 |
| | 課題解決計画 | <p>教員の新規採用においては、専任教員の担当コマ数が適切となることも念頭に採用計画を立てるものとする。すでに2016年4月には、助教2名を新規採用することで、特に担当コマ数の突出していた財務会計系専任教員のコマ数が軽減されている。</p> <p>専任教員の研究活動、社会への貢献及び組織内の運営等への貢献を評価する仕組みについては、2016年7月に教員の昇任に関する申し合わせ事項を改正し、昇任にあたって必要な業績について外部への論文投稿や著作物を要件に加えるなど、検討を始めている。</p> |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|--|
| 7 | 関連する大項目／項目 | <p>4. 学生の受け入れ</p> <p>項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理</p> <p>項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法</p> |
| | 評価当時の状況 | <p>本専攻では、学生の受け入れに際して、広く門戸を開放するために、2014年度からAO入試を開始し、合格者に経営母体である大原学園の簿記受験講座を受講させ、これと並行して本専攻の簿記指導員が補講を行う体制をとり、秋・春の日商簿記検定2級の合格を目指した指導を行ってきたが、結果として、AO入試合格者の全員が日商簿記検定2級に合格しているわけではないことから、「当該入試合格者の簿記学力の向上に一層の努力が望まれる。」との指摘を受けた。</p> <p>また、今後は、税理士志望者が増加することも想定されることから、入学者の受け入れ方針の継続的な検証は、「入試委員会」とカリキュラム関係の「教務委員会」との連携が望まれるとの指摘を受けた。</p> |
| | 課題解決計画 | <p>AO入試合格者の指導方法は、経営母体である大原学園の簿記受験講座を受講させ、これと並行して本専攻の簿記指導員が補講を行うという体制をとっており、その基本は従来と変わらない。ただし、AO入試の実施を第1回入試（2016年7月30日実施）と第2回入試（2016年9月24日実施）に限定して入学までの簿記の学習期間を長くとれるよう</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>にするとともに、2016 年からは本専攻の簿記指導員の数を増やすことなどによって補講を一層充実させることにしている。また、入学前に日商簿記検定2級に合格できなかったとしても入学直前の3月に本専攻が行う確認テストによって実力判定を行い、その結果によって入学後も簿記指導員による補講を継続して6月の検定には合格できる体制にしている。</p> <p>また、入学者受け入れ方針の継続的な検証については、従来から「入試委員会」と「教務委員会」の連携により行ってきたが、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3つのポリシーの整合性が重要となるため、今後とも継続して連携を維持しながら検証を行うことにする。</p> |
|--|---|

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|---|
| 8 | 関連する大項目／項目 | <p>5. 学生支援 項目 18：学生支援</p> <p>6. 教育研究環境 項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備</p> |
| | 評価当時の状況 | <p>障がいのある者のための施設・設備については、障がい者が利用できるエレベーターが1基あり、大学院専用ではないが校舎全体で利用できる障がい者トイレが1室あり、校舎内は教室を中心におおむねバリアフリー化されていたが、一般道路から校舎に入るときの入口には段差があり、完全なものではなかった。こうしたことから障がいのある者については、十分な施設が整っていないこともあり、現状の施設で学修に支障がないかどうかを志願者に判断してもらった上で受験してもらうことにしていた。しかし、こうした対応については、「障がいのある者の受験機会を奪うようなものであり、適切な対応が望まれる。」との指摘を受けた。</p> |
| | 課題解決計画 | <p>指摘を受け、施設委員会において、入口の段差解消工事及び教室等のドアを引き戸にする工事の検討を行ったが、予算との関係から見送りとなった。なお、入口については段差を解消する器具を設置す</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>る応急措置を施した。</p> <p>また、「障がいのある者が入学試験を受けるときには、事前に環境を理解した上で受験してもらう」とした案内ルールを止め、受験機会を奪うような対応はしないとの学内での周知徹底を図っている。</p> <p>さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の2016年4月施行を踏まえ、本専攻の研究科長、事務局長などがセミナーに参加して、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」を制定し、教職員への啓蒙を図るとともに、障がい者が入学を希望する場合には、補助者を置くなど、できうる限りの対応を行うことを確認している。</p> |
|--|--|---|

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|---|
| 9 | 関連する大項目／項目 | 6. 教育研究環境 項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備 |
| | 評価当時の状況 | 本専攻がパソコンを使用する授業科目のために使う教室は、大原学園の専門学校が使用するパソコン教室と共用となっていた。このため、学生の学習活動に必要なパソコン設備は自習室や講義室から離れた施設にあり、「学習活動のための情報インフラストラクチャーのより一層の整備が望まれる。」との指摘を受けた。 |
| | 課題解決計画 | パソコンを使用する授業のための教室は、大原学園の専門学校が使用する教室と共用となっているが、現在のところ本専攻専用のパソコン教室を設置する予定はない。このため、施設委員会において、代替措置として、学生が学習活動のために使用するノートパソコンを購入し、図書室で管理し、貸し出すことにしている。なお、教室、自習室及び図書室には無線LANが設置されているため、インターネットを使用することも可能となっている。 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|-----------------------------|
| 10 | 関連する大項目／項目 | 6. 教育研究環境 項目 20：図書資料等の設備 |
| | 評価当時の状況 | 図書室が狭いことから、本専攻では、電子媒体に |

| | | |
|--|--------|--|
| | | <p>重点を置き、電子ジャーナル、データ・ベース、インターネット上で図書を借りることを可能とする国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを導入した。また、2014年度に開始した論文指導を受ける学生のために、本専攻が利用料を負担し、(公益財団法人)日本税務研究センターの図書室を利用できるようにした。</p> <p>しかし、図書や各種資料の更新が遅れたことから、「比較的古いものが多く、また、蔵書数についても学生の学習活動、教員の研究活動にとって十分であるとはいえない。」との指摘を受けた。</p> |
| | 課題解決計画 | <p>現在のところ、図書室を拡張する予定はない。このため、図書委員会、施設委員会で協議を行い、比較的古く利用者も少ない図書を書棚から外し、これに代えて、新しく購入した図書を配架することになっている。さらに税法等の利用頻度の高い図書を見やすい位置に移動して利用を促進している。また、新刊購入の都度、学生向けに告知して利用を促進している。</p> <p>新図書の購入時期であるが、定期的に春と秋の年二回とし、図書委員会において教員・学生の要望を聞き、必要な図書を購入している。また、教員、学生から購入希望があった場合には、随時購入することになっている。</p> |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|--|
| 11 | 関連する大項目／項目 | <p>7. 管理運営</p> <p>項目 21：管理運営体制の整備、関係組織等との連携</p> |
| | 評価当時の状況 | <p>企業、その他外部機関との連携・協働については、会計大学院協会が実施するインターンシップに学生を参加させるといった活動にとどまり、本専攻が企業等と直接連携・協働を行っている実績はなかった。このため、「学生の就職問題への対応も含めて、外部機関との連携・協働を積極的に行うことが望まれる。」との指摘を受けた。</p> |
| | 課題解決計画 | <p>論文指導の実施に伴い、FD委員会において税理士事務所でのインターンシップを行ってはどうか</p> |

| | |
|--|--|
| | との意見が出されたが、税理士事務所は小規模な場合が多く、顧問先の守秘義務などについての問題もあることから実施は容易ではないとの結論となった。実務家教員の事務所でのインターンシップも検討したが、受入れはむずかしいとの結論に至った。これ以降、外部機関との連携・協働については話し合われていない。しかし、理論と実務の架橋教育を目指す以上、本件について、どのような方策があるか、今後も検討を行う。 |
|--|--|

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|------------|--|
| 12 | 関連する大項目／項目 | 8. 点検・評価、情報公開 項目 23：自己点検・評価 |
| | 評価当時の状況 | 2010 年度に受けた経営系専門職大学院認証評価結果に対する「改善報告書」について、教育研究活動の改善・向上に結びついている部分もあるものの、いまだ検討中のものもあり早急に対応することが望ましい項目も残っていた。これらの項目については、引き続き改善努力を続けているが、「対応年度の目途を立てるなど、改善に向けた中長期的な計画を明確にしたうえで、速やかな改善が望まれる。」との指摘を受けた。 |
| | 課題解決計画 | 本専攻は、改善勧告や検討課題を真摯に受けとめ、喫緊性・重要性の高いもの、改善が比較的容易なものから優先順位をつけて一つ一つ改善に取り組んできた。今後もこの方針に変わりはなく、残された課題についてはもう一度精査を行い、対応期間におおよその目安を付けた上で改善努力を続ける。 |